

# 福岡県公報

令和2年2月18日  
第79号

## 目次

### 告示(第133号-第150号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 9

### 人事委員会

- 福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(早期採用男性)・警察官B(女性)・警察官B(早期採用女性)・警察官C)採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成23年3月福岡県告示第506号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南畑小	筑紫郡那珂川町埋金(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第134号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南畑小	筑紫郡那珂川町埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第135号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南畑小	那珂川市埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第136号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南畑小	那珂川市埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第137号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
糟屋郡新宮町相島 同上	長澤 照仁 花田 松治	新宮相島漁業協同組合の地区 (新宮相島加入区)	小型底びき網漁業、 小型船びき網漁業、 小型特定漁業及び小型一般漁業
福津市西福岡 同上	田畑 政義 田畑 洋一	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区 (福岡加入区)	小型船びき網漁業、 小型特定漁業及び小型一般漁業

**福岡県告示第138号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 二崎
- 2 区域の所在地 京都郡苅田町大字二崎字垣ノ内、二先山及び白石
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号を結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
京都郡苅田町大字二崎字垣ノ内	360番1	1号
	361番1	2号
京都郡苅田町大字二崎字二先山	463番88	3号
	463番62	4号
	463番91	5号
京都郡苅田町大字二崎字垣ノ内	380番	6号及び7号
	393番	8号
	394番3	9号
	391番3	10号から12号まで
	389番2	13号
	374番2	14号
	366番1	15号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号16号から26号までを順次結んだ線及び標柱番号16号と26号を結んだ線に囲まれた区域

京都郡苅田町大字二崎字白石	397番	16号、17号及び26号
京都郡苅田町大字二崎字二先山	463番106	18号
	463番6	19号及び20号

京都郡苅田町大字二崎字白石	410番	21号から23号まで
	409番2	24号
	403番	25号

### 福岡県告示第139号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字山内1425の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年8月21日農林水産省告示第1069号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年11月2日農林水産省告示第1275号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第142号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	筑紫野古賀線	前	筑紫野市大字吉木2281番4先から 筑紫野市大字吉木2272番1先まで	22.5 ～ 23.5	127.7
			後	筑紫野市大字吉木2281番4先から 筑紫野市大字吉木2272番1先まで	23.7 ～ 34.5	127.7

**福岡県告示第143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町大淵3203番 2先から 八女市黒木町大淵3263番 1先まで	8.0 ～ 42.0	102.0
			後	八女市黒木町大淵3203番 2先から 八女市黒木町大淵3263番 1先まで	8.0 ～ 64.0	102.0

**福岡県告示第144号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	殖 木 入 地 線 甘 木	前	朝倉市入地819番2先か ら 朝倉市入地1571番5先ま で	4.7 ～ 11.6	180.0
			後	朝倉市入地819番2先か ら 朝倉市入地1571番5先ま で	4.7 ～ 11.6	180.0
			後	朝倉市入地819番2先か ら 朝倉市入地1571番5先ま で	5.0 ～ 21.2	190.0

**福岡県告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川174番10先か ら 朝倉市須川174番8先ま で	2.5 ～ 11.1	68.2
			後	朝倉市須川174番10先か ら 朝倉市須川174番8先ま で	3.9 ～ 13.1	68.2

**福岡県告示第146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川150番1先か ら 朝倉市須川142番6先ま で	3.3 ～ 5.1	48.4
			後	朝倉市須川150番1先か ら 朝倉市須川142番6先ま で	5.1 ～ 13.5	48.4

**福岡県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		朝 倉 線 小石原	前	朝倉市須川139番4先から 朝倉市須川139番8先まで	5.9 ～ 16.5	63.4
			後	朝倉市須川139番4先から 朝倉市須川139番8先まで	7.6 ～ 16.5	63.4

**福岡県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉市杷木星丸826番5先から 朝倉市杷木星丸980番1先まで

**福岡県告示第149号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成5年8月16日農林水産省告示第909号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第150号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成5年4月13日農林水産省告示第386号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町殿川町1番205及び1番206並びに大字南原字浮殿下2085番1及び2085番27から2085番61まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市八幡西区黒崎三丁目6番6号  
有限会社ファーバン都市開発  
代表取締役 白石 研史

### 公告

解散した清算法人道手東土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

氏 名

住

所

兒島 孝司	田川市大字伊加利248番地2
小林 豊康	田川市大字伊加利481番地3
柴田 章二	田川市大字伊加利555番地
柴田 一明	田川市大字伊加利548番地
長谷村 辰幸	田川市大字伊加利96番地
長 静雄	田川市大字伊加利230番地1

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川郡川崎町大字安真木	令和2年1月23日から 令和2年3月20日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区	令和元年12月26日から 令和2年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区星の原団地地内	令和2年2月10日から 令和2年3月13日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（数値地形図データ修正（レベル2500））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市の一部6.3km <sup>2</sup>	令和2年1月7日から 令和2年3月13日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内	令和2年1月28日から 令和2年3月27日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	令和元年12月26日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ



り北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	令和2年1月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月18日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区西部	令和2年1月22日

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

令和2年2月18日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

令和2年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第190回	警察官A (男性)	平成2年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月10日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	令和2年4月1日から令和2年4月22日まで  なお、郵送による申込みは、令和2年4月22日までの消印のあるものに限る。	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第190回警察官A(男性・女性)と第192回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。  各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5月6月 月 下 上 旬 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬					
	警察官A (女性)	平成2年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月10日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬					
				5月6月 月 下 上 旬 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬					
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月10日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	6月中旬						
			第2次	6月7月 月 下 上 旬 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査			福岡市	最終	8月中旬			

第 191 回	警察官B (早期採用男性)	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性ただし、大学の卒業者又は卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月10日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月 下上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月 下上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬
回	警察官B (早期採用女性)	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性ただし、大学の卒業者又は大学の卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月10日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月 下上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月 下上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬
第 192 回	警察官C 語学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者又は平成11年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業生又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月10日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月 下上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月 下上旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬

ことができる。  
なお、第1次試験については、熊本県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。

第	警察官 A (男性)	平成2年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月20日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬	福岡県警察本部に 掲示する。 合格者には書面で 通知する。	令和2年8月13日から 令和2年9月2日まで  なお、郵送による申 込みは、令和2年9月2 日までの消印のある ものに限る。	
				1010 月月上中旬 ㄱ	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市					
			第2次	1111 月月中下旬 ㄱ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市					最終
	193	警察官 A (女性)	平成2年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月20日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次			10月下旬
					1010 月月上中旬 ㄱ	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
				第2次	1111 月月中下旬 ㄱ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
回	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和3年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月20日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	10月下旬			
			第2次	1111 月月中下旬 ㄱ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12月下旬	

第 194 回	警察官B (男性)	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は 大学を令和3年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月20日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬												
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市														
	第2次		11月中下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬													
	警察官B (女性)		平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は 大学を令和3年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月20日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬											
		10月上旬		体力検査 人物試験 身体測定	福岡市															
第2次	11月中下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査		福岡市	最終	12月下旬														

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
- (注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。
- (注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会(九州、関東など)	個人・4位以内		高校剣道大会(九州、関東など)	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会(九州、関東など)	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会(全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会)	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西(東)日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会(九州、関東など)	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会(九州、関東など)	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会(九州、関東など)	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会(九州、関東など)	団体・4位以内			
学生柔道体重別選手権大会(九州、関東など)	個人・4位以内				